

## 5 福祉等関係

### (1) 福祉等分野の基本方針

利用者本位の介護・保育サービスを実現するため、量的な拡大と質的な向上を目指し、民間活力を生かした効率的なサービス提供が保証されるよう、社会福祉法人のみならず多様な民間組織への支援の促進、制度の充実のために新設、補強すべきシステム（監視・評価システム、情報システム、資格制度など）の確立、利用者の選択を容易にするための制度の設計などの視点に立って、社会のニーズに沿った積極的な改革を推進する。

なお、介護分野においては、介護保険制度全般の見直しを法律施行後5年を目途に検討することとされているが、直ちに是正し得る問題については、早急な取組を行う。

また、障害者施策分野においては、障害者のノーマライゼーションの理念の下、障害者が積極的に社会経済活動に参画できる社会づくりを進める。

年金分野においては、年金制度における公私の適切な役割分担を図りつつ、企業年金等の充実を図る。

### (2) 福祉等分野の重点事項

#### 介護サービスの提供体制の改善

介護保険給付業務におけるIT化の促進、介護サービスの標準化の促進、介護サービスの監視体制等の構築や介護支援専門員の在り方の検討を行うことにより、介護サービス全般の質の向上に向けた提供体制の改善を図る。

#### 介護サービスの競争促進

施設サービスと在宅サービスの負担の均衡を図る観点から、特別養護老人ホーム等の介護報酬に含まれるホテルコストの見直しの検討を行うとともに、民間企業によるケアハウスの運営の検討を行うことにより、介護保険におけるサービスの質の向上に向けた競争の促進を図る。

#### 保育サービスの提供体制の改善

公立保育所の民間委託の活用の促進や保育士の在り方の検討、さらには短時間勤務保育士に係る規制を改革することにより、保育サービスの多様化や質の向上に向けた提供体制の改善を図る。

#### 障害者の社会参加の促進

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）に基づき、公共交通機関、歩道、信号機等のバリアフリー化を推進するとともに、使いやすい情報通信関連機器、システムの開発等によ

る情報バリアフリー環境の整備等を推進する。また、各種資格制度等における障害者に係る欠格条項について見直しを行い、所要の措置を講ずる。

#### 企業年金等の充実

確定給付型の企業年金について、受給権保護を図るため、統一的な制度を創設する。また、確定給付型の企業年金等に加え、新たな選択肢として、確定拠出年金を導入する。